

洞爺湖有珠火山マイスター制度（素案）



平成20年1月

いぶり火山マイスター検討委員会専門部会

目 次

第1	洞爺湖有珠火山マイスター制度の目的	1
第2	洞爺湖有珠火山マイスターとは?	2
	1. 洞爺湖有珠火山マイスターとは?	2
	2. 洞爺湖有珠火山マイスターの活躍イメージ	4
第3	洞爺湖有珠火山マイスターを認定する	5
	1. 洞爺湖有珠火山マイスターになるためには	5
	2. シニアマイスター（仮称）の検討	8
第4	洞爺湖有珠火山マイスターへのレベルアップをサポートする	9
	1. 洞爺湖有珠火山マイスター養成講座（主催講座）の実施	9
	2. 洞爺湖有珠火山マイスター養成講座（連携講座）の実施	10
第5	洞爺湖有珠火山マイスターが活動する環境を整える	11
	1. 洞爺湖有珠火山マイスターについて知ってもらう	11
	2. 地域防災リーダーとしての活動を支援する	11
	3. 立ち入り規制区域への入域要件に洞爺湖有珠火山マイスター制度を位置づける	11
	4. 質の高い火山ガイドとしての活動を支援する	12
	5. エコミュージアム構想との連携	12
	6. ジオパーク登録活動との連携	12
	7. その他	12
第6	運営体制を整える	14
第7	Q&A	15

第1 洞爺湖有珠火山マイスター制度の目的

20～30年周期で噴火する有珠山のある西胆振地域は、火山との共生が大きなテーマとなっており、地域に暮らす人が火山の特性を正しく理解することや、噴火の記憶や対策を次世代に引き継いでいくことが大切です。しかし、地域住民の有珠火山に対する理解は十分とは言えず、2000年噴火の記憶についても風化の兆しが見られるところです。

そこで、洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について正確な知識を有する者に「**洞爺湖有珠火山マイスター**」という「**地域限定の称号**」を与え、次なる噴火に備えた地域防災のリーダーとして育成し、地域防災力の向上を図るとともに、平時においては貴重な地域資源である洞爺湖や有珠火山地域での質の高い火山ガイドとして、特色ある観光地づくりにも活かしていこうとするのが制度の目的です。

第2 洞爺湖有珠火山マイスターとは？

1. 洞爺湖有珠火山マイスターとは？

洞爺湖有珠火山マイスターとは、**洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について正しく理解**し、地域に貢献しようとする**熱意や行動力**、この地域と有珠火山との共生についての**理想や考え**、常に知識や技術を高めようとする**向上心**を持って、次なる噴火に備えた地域防災のリーダーとなりうる者です。豊富な知識や経験に基づいて適切に、誇りを持って活動することが期待され、さらに、知識や経験などを生きた形で**伝える実践的能力**も求められます。具体的には、次の(1)～(3)に示す資質、知識、技能が期待されます。

なお、「洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性」とは、洞爺湖や有珠山のおいたちや有珠山の火山活動に関するもののほか、有珠山を含む洞爺湖周辺地域の動植物に関することを含みます。

(1) 次なる噴火に備えた地域防災のリーダーになる意欲や熱意の持ち主であること

- ① この地域に貢献しようとする熱意や行動力を持っている者であること。

有珠火山や地域の自然について正しく伝える活動などを通じて、将来の噴火災害の減災やこの地域の観光振興に貢献しようとする熱意や行動力があること。

- ② この地域と有珠火山との共生についての理想・考えを自ら持っている者であること。

有珠火山との共生の方策やそのために果たすべき役割などについて、バランスのとれた考えや理想を自ら持っていること。

- ③ 知識や技術を高めようとする向上心を持っている者であること。

有珠火山や地域の自然についての知識とガイド技術・能力をより高めるため、自ら学習しトレーニングに精進しようとする意欲を持ち続けていること。

- ④ 有珠火山や地域との関わりの経験や体験がある者であること。

地域の登山学習会などへの参加や火山ガイド経験、語り継ぐべき貴重な噴火災害の体験など有珠火山や地域との関わりが豊富であること。

(2) 洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について正しく理解し、伝えることができる者であること

- ① 洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について正しく理解している者であること。

ア 洞爺湖や有珠山のおいたちや特徴

洞爺湖や有珠山の地形・生い立ち、他の火山と比較した有珠山の特徴などについて理解していること。

イ 有珠山の噴火の仕組みと噴火の歴史

噴火の仕組みや噴火の経緯・歴史、有珠山に特徴的な噴火や関連現象としての火山灰・軽石、火砕流・火砕サージ、溶岩ドーム、火山ガス、地熱活動、泥流、地殻変動、火山体崩壊、岩屑なだれ、

火口などの用語やミマツダイヤグラムなどについて理解していること。

ウ 有珠山の火山活動による恵みとそれを活用した取り組み

有珠山の火山活動による恵み（温泉・観光、恵まれた土壌・漁場、地下水）について理解していること。

エコミュージアム構想やジオパークの取り組みについて理解していること。

エ 2000年噴火について

2000年噴火のあらまし、噴火後の建物・道路・人々の暮らしの変化について理解していること。

オ 次の噴火に備えた取り組み

有珠山火山防災マップ、観測体制、火山防災の情報、避難の心得、避難先での生活、安全なまちづくりなどについて理解していること。

カ 洞爺湖や有珠火山地域の動植物など

この地域の動植物に関する基礎的知識、噴火後の植生回復の状況などについて理解していること。

② 野外活動に関する基礎的な知識を身につけている者であること。

ア 自然への理解・配慮

登山行動などで考えられる自然環境への悪影響などを知り、自然を適切に保全し利用するためのマナーやモラルについて理解していること。

イ リスクマネジメント

火山に特有な地熱帯をはじめ、危険な動物・昆虫（シカ、スズメバチ、キツネ、クモ）、自然現象（落雷、落石）など、野外活動に伴う様々な危険の発生要因と対応方法について理解していること。

ウ 野外安全行動に関する知識

気温と高度、体感温度、気象変化の特徴など、野外で安全に行動するための気象に関する基礎的事項を理解していること。

エ ガイド技術に関する知識

参加者に応じた対応やコミュニケーションのあり方などについて理解し、わかりやすく説明する基本話法などに関する知識を身につけていること。

(3) 洞爺湖や有珠火山地域でのフィールド活動を実践するために必要な技術を身につけている者であること

① 洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性に関する正確な説明

洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について、現地で正確に説明できること。

② 気候や気象条件、参加者の特徴に対応した行動

天候の変化による行程の変更や、参加者の年齢・性別に応じた歩行速度の調節方法などを身につけていること。

③ 参加者の特徴に対応した説明内容の組み立て

参加者の参加目的、年齢、この地域との関わりの度合いなどに応じて、工夫して説明内容を組み立てることができること。

2. 洞爺湖有珠火山マイスターの活躍イメージ

洞爺湖有珠火山マイスターは、次なる噴火に備えた地域防災のリーダーであると同時に、この地域と火山との共生について次世代や地域内外の方々に語り継ぐ役割も期待されます。こうした洞爺湖有珠火山マイスターの活動範囲は、防災面、観光面など、次に例示するようなさまざまな場面が考えられます。

(1) 防災面

- ① 地域の防災活動に対する助言・協力や、防災講演会などの講師
- ② 地元で開催される登山学習会や子ども向け火山学習会などの講師やサポート
- ③ 有珠火山防災会議協議会と連携した、立ち入り規制区域内での防災教育

(2) 観光面

- ① より学びたい者の知的好奇心を満たしたり、体験型修学旅行に対応した質の高い火山ガイド
- ② エコミュージアム構想やジオパーク推進に係る地域活動の担い手
- ③ 有珠火山に関して正しく紹介するための観光パンフや施設の案内板の改善、助言。

第3 洞爺湖有珠火山マイスターを認定する

1. 洞爺湖有珠火山マイスターになるためには

(認定の仕組み)

洞爺湖や有珠火山について学ぶ意欲を持って運営組織（第6「運営体制を整える」参照）に氏名を登録し、一定の養成講座等を受講すれば「洞爺湖有珠火山サポーター」として登録されます。

「洞爺湖有珠火山サポーター」のうち、さらに研鑽実績を積み上げ、認定委員会による認定審査に合格した者に「洞爺湖有珠火山マイスター」の称号を授与します。

認定審査は、フィールド審査と面接審査の2つがあり、審査項目は資質、知識、技術の3つです。

合否は、認定審査委員会が合議制で決定し、結果は、原則として応募者に直接伝えます。また、その際、審査の経緯などについても説明し、制度運用の透明性を高めるよう努めることとしています。

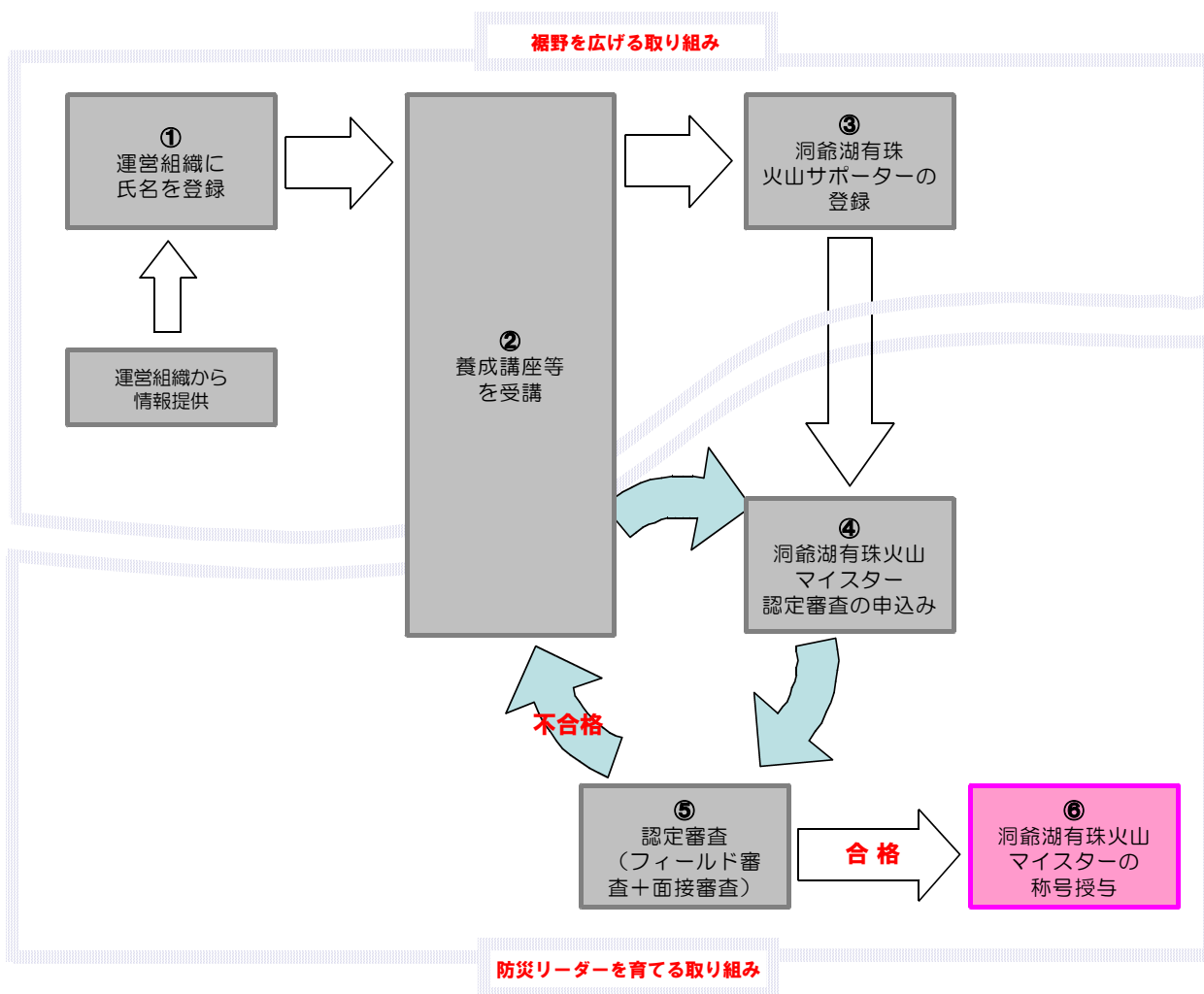
(制度の構造について)

人づくりは、一朝一夕に出来ることではありません。取り組みの成果が現れるまでには10年、20年という長い時間が必要です。こうした息の長い取り組みを続け、この地域に洞爺湖有珠火山マイスター制度を根付かせていくためには、地域の防災リーダーを育てる取り組みのほか、有珠火山に対する興味や関心をたくさんの人に持ってもらうような、裾野を広げる取り組みの両方が地域になくってはなりません。

そのため、この制度は、地域の防災リーダーとしての「洞爺湖有珠火山マイスター」と裾野の部分に当たる「洞爺湖有珠火山サポーター」の2層構造としています。これは、努力によってランクアップしていく仕組みが、継続的なスキルアップのインセンティブとなることも期待しているものです。

(1) 制度のフロー

制度のフローは次のとおりです。



- ① 洞爺湖や有珠火山について学ぼうとする者に、運営組織への氏名の登録を呼びかけます。登録者には、養成講座等や関連イベント等の開催情報などを個別に提供します。
- ② ①の登録者は、養成講座等を受講し、洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について学びます。
- ③ ①の登録者のうち、一定の養成講座等を受講した者を「洞爺湖有珠火山サポーター」として登録します。
- ④ ③の「洞爺湖有珠火山サポーター」のうち、「洞爺湖有珠火山マスター」の認定を希望する者は、認定審査の申し込みをすることができます。
- ⑤ 認定審査委員会による認定審査（年1回秋頃を予定）を実施し、合否を判断します。
- ⑥ 合格者には、「洞爺湖有珠火山マスター」の称号を授与します。合格しなかった場合でも、養成講座等のレベルアップを図る場を活用しながら何度でも再挑戦することができます。（④→⑤→②を繰り返して⑥をめざすイメージ）

(2) 登録・認定の要件について

① 運営組織への氏名登録

洞爺湖や有珠火山地域について学ぼうとする全ての人を対象で、運営組織に氏名を登録した者です。原則として、希望すれば誰でも登録することができ、居住地は問いません。登録者には、養成講座や関連イベント等の開催情報などを運営組織から個別に提供します。

② 洞爺湖有珠火山サポーター（→洞爺湖有珠火山サポーター登録要領を制定）

運営組織に氏名を登録した者のうち、一定の養成講座等を受講し、洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性に関する基礎的な知識を一定程度習得したと運営組織が認めた者に与える称号です。認定審査は要しませんが、「洞爺湖有珠火山サポーター憲章」の遵守が求められます。

③ 洞爺湖有珠火山マイスター（→洞爺湖有珠火山マイスター認定要領を制定）

洞爺湖有珠火山サポーターの登録者のうち、原則として伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町の1市3町のいずれかに居住し、地域で継続的に活動できる者が対象で、認定審査に合格した者です。

（3）洞爺湖有珠火山マイスターの認定審査について（→洞爺湖有珠火山マイスター認定審査実施要領を制定）

① 洞爺湖有珠火山マイスターは、前述の「第2 洞爺湖有珠火山マイスターとは？」で具体的に示した資質、知識、技能を持つことが期待されます。認定審査項目は次の3つです。

ア 資質～次なる噴火に備えた地域防災のリーダーになる意欲や熱意の持ち主であるか

イ 知識～洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について正しく理解し、伝えることができるか

ウ 技能～洞爺湖や有珠火山地域でのフィールド活動を実践するために必要な技術を身につけているか

② 認定審査項目ごとの審査の方法は次のとおりです。

ア 資質～面接審査

地域に貢献しようとする熱意や行動力、有珠火山との共生についての考え、知識や技術を高めようとする向上心、有珠火山や地域との関わりの経験や体験などについて、認定審査委員が受験者との面接により審査します。

なお、面接審査を円滑に進めるため、認定審査の申し込みの際、有珠火山との共生についての考えや活動の経歴などについて、書面での提出を求めます。

イ 知識～フィールド審査

洞爺湖有珠火山マイスターには、知識や経験などを生きた形で伝える実践的能力を求めていることから、フィールド審査の中で知識の習得レベルを確認することとし、筆記試験等は行いません。

ウ 技能～フィールド審査＋面接審査

受験者に洞爺湖や有珠火山地域を実際に案内させ、現地での正確な説明、状況に応じた行動や説明内容の組み立てについて審査します。また、フィールド審査は限られた時間・場所で行うため審査の範囲が限られること、天候や応募者の人数などの条件によって、審査の精度にばらつきが出る

ことが考えられますので、面接審査においてこれを補うこととしています。

③ 合否の判断と認定審査結果の伝え方

合否は、認定審査委員会が合議制で決定し、結果は、原則として応募者に直接伝えます。また、その際、応募者の優れた点の評価や今後取り組むべき課題の指摘、レベルアップするための方策などのアドバイスを通じて認定審査の経緯についても説明し、応募者の再挑戦をフォローアップするとともに、制度運用の透明性を高めるよう努めます。

(4) 認定審査委員について（→洞爺湖有珠火山マイスター認定審査委員会設置要領、洞爺湖有珠火山マイスター認定審査委員選定基準を制定）

認定審査は、運営組織に設置する「洞爺湖有珠火山マイスター認定審査委員会の委員」が行います。委員の選定要件は次のとおりです。

- ① 洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性に精通していること。
- ② 洞爺湖や有珠火山地域の野外活動に関する知識・技術に精通し、現場を熟知していること。
- ③ 審査員として相応しい人材（人格・社会的評価等）であること。

2. シニアマイスター(仮称)の検討

この制度を持続可能なものとするためには、認定された洞爺湖有珠火山マイスターの活動に関して指導的役割を果たしたり、次なるマイスターを育成する立場となりうるような、さらに上位の資格を設定することも有効な手段と考えられます。そこで、特に優れた洞爺湖有珠火山マイスターを「シニアマイスター(仮称)」として位置づけ、よりレベルの高い人材を育成していく仕組みも、将来的に検討していきます。

第4 洞爺湖有珠火山マイスターへのレベルアップをサポートする

洞爺湖有珠火山マイスターの称号取得に向けてレベルアップしようとする者をサポートするため、洞爺湖や有珠火山に関する専門的知識などを学ぶ「洞爺湖有珠火山マイスター養成講座」を運営組織が主催して行うほか、一定の条件を満たす地元の登山学習会等を「洞爺湖有珠火山マイスター養成講座」に位置づけるなど、地域の関係機関と連携して知識や技術を習得する場を確保します。

この養成講座は、地域に暮らす人たちにとっては、有珠火山についての学習や交流の場として、洞爺湖有珠火山マイスターに向けた意欲や関心を高めるきっかけともなるものです。また、洞爺湖有珠火山マイスターの称号を取得した者にとっても、更なるレベルアップを図る場として活用することができます。

なお、養成講座は、それぞれの主催者が、その都度、参加者を募集しますが、運営組織においてもホームページなどで開催のPRをするほか、運営組織に氏名を登録した方に対しては、養成講座等や関連イベント等の開催情報を個別に提供することとしています。

1. 洞爺湖有珠火山マイスター養成講座(主催講座)の実施 (→洞爺湖有珠火山マイスター養成講座実施要領を制定)

運営組織が主催して「洞爺湖有珠火山マイスター養成講座」を実施します。この主催講座の実施は、年1回、時季は、春～夏頃を目安とします。また、講座の内容は次のとおりですが、この内容は、習得すべき知識などの全ての項目を掲げたものであり、必ずしも、1回の講座で全部を学ぶものではありません。

(1) 洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性に関する専門的な知識について(座学)

洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について正しく理解するための講座です。講座用のテキストには、有珠火山防災教育副読本「火の山の奏」や「有珠山地域防災ガイドブック」などを使用し、講師は、認定審査委員などが担当します。

なお、「火の山の奏」については、北海道開発局室蘭開発建設部のホームページ (<http://www.mr.hkd.mlit.go.jp>)の「河川・海岸・砂防」の頁)からダウンロードすることができます。

- ① 洞爺湖や有珠山のおいたちや特徴
- ② 有珠山の噴火の仕組みと噴火の歴史
- ③ 有珠山の火山活動による恵みとそれを活用した取り組み
- ④ 2000年噴火について
- ⑤ 次の噴火に備えた取り組み
- ⑥ 洞爺湖や有珠火山地域の動植物など



火の山の奏



有珠山地域防災ガイドブック

(2) 野外活動に関する基礎的な知識について(座学)

野外活動に関する基礎的な知識を身につけるための講座です。講座用のテキストには、北海道アウトドアガイド基本テキスト【基礎編】(北海道アウトドア協会発行)などを使用し、講師は、認定審査委員又は道に登録されているアウトドア資格制度に係る人材育成機関のメンバーなどが担当します。

- ① 自然への理解・配慮
- ② リスクマネジメント
- ③ 野外安全行動に関する知識
- ④ ガイド技術に関する知識

(3) フィールド活動について(実地)

洞爺湖や有珠火山地域でのフィールド活動を実践するために必要な技術を身につけるための講座で、原則として、現地で行います。学んだ知識の理解度を高めることもねらいとし、講師は、認定審査委員などが担当します。

- ① 洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性に関する正確な説明
- ② 気候や気象条件、参加者の特徴に対応した行動
- ③ 参加者の特徴に対応した説明内容の組み立て

2. 洞爺湖有珠火山マイスター養成講座(連携講座)の実施 (→洞爺湖有珠火山マイスター養成講座実施要領)

1. の主催講座のほか、一定の条件を満たす地域の登山学習会や防災講演会などを「洞爺湖有珠火山マイスター養成講座」の「連携講座」として指定し、地域の関係機関と連携して、知識や技術を習得する場を確保します。

連携講座の指定は、運営組織が年度当初に行いますが、その時点で日程や内容が明らかでない学習会等については、随時追加指定するとともに、その都度、運営組織への氏名登録者に情報を提供します。

連携講座の指定要件は、1. の(1)～(3)の講座内容を一つ以上含み、次のいずれかを満たす学習会等とします。

- ① 認定審査委員が案内する学習会等
- ② 企画段階で認定審査委員のサポートを受けた学習会等

第5 洞爺湖有珠火山マイスターが活動する環境を整える

洞爺湖有珠火山マイスター制度は、認定して終わりではなく、洞爺湖有珠火山マイスターの知識や経験、ガイド技術などを生かした活動を通じて地域に貢献することが目標です。しかし、個人の努力のみでは、活動に限界があることから、活動する環境やルールを整え、洞爺湖有珠火山マイスターの地域での活動を支援していきます。

1. 洞爺湖有珠火山マイスターについて知ってもらう

まず、洞爺湖有珠火山マイスターや洞爺湖有珠火山マイスター制度について知ってもらい、正しく理解してもらうことが、活動環境づくりの第一歩で、あらゆる機会を捉えてPRしていくことが必要です。

また、洞爺湖有珠火山マイスターの活動状況の収集と情報の共有化を図り、マイスターの活動に関する問い合わせに対応することも重要です。

2. 地域防災リーダーとしての活動を支援する

洞爺湖有珠火山マイスターは、地域の防災活動に対する助言・協力や、防災講演会や火山学習会などの講師など、防災教育のリーダーとしての活躍が期待されます。そこで、洞爺湖有珠火山マイスターには地域の防災教育に関する情報を、防災教育の主催者には洞爺湖有珠火山マイスターが実施可能な学習メニューなどの情報を伝えるなど、円滑な情報の橋渡しにより両者のマッチングを図ることが必要です。

3. 立ち入り規制区域への入域要件に洞爺湖有珠火山マイスター制度を位置づける

有珠火山地域の立ち入り規制区域への入域要件に、洞爺湖有珠火山マイスター制度との関わりを位置づけることも、洞爺湖有珠火山マイスターの活動の範囲を広げる観点で有効です。

なお、入域要件の検討に当たっては、有珠火山防災会議協議会において、地元合意を形成していくことが重要と考えられます。

(検討の視点)

- ・ 規制の目的を明確にすること。
- ・ 規制範囲の検討は、自然の保全と、危険区域の明確化という両面の観点が必要。
- ・ 規制のレベル分けも考えられる。

(考えられるルール)

- ・ 洞爺湖有珠火山マイスターの同行
- ・ 入域目的～保全、防災、教育に限るなど
- ・ 自然を保全するための制限～1回の人数や年間総数の制限など
- ・ 入域者の安全を確保するための制限～氏名の報告、時期や時間の制限など

- ・その他の制限～主催団体の特定、傷害保険加入やヘルメット着用の義務づけなど

4. 質の高い火山ガイドとしての活動を支援する

洞爺湖周辺地域は、年間500万人もの観光客が訪れる道内有数の観光地であり、火山との共生の歴史や噴火災害遺構、地質遺産は国際的にもユニークなものです。観光客のニーズが体験型や知的探求型に変化する中、より学びたい者の有珠火山に対する知的好奇心を刺激したり体験型修学旅行を呼び込むため、洞爺湖有珠火山マイスターは、質の高い火山ガイドとしての活躍が期待されます。そこで、有珠火山の正しい情報や隠れた魅力を地域外に発信する役割を持つ洞爺湖有珠火山マイスターの活動を、旅行エージェントや学校関係者に広く紹介していくことが必要です。

5. エコミュージアム構想との連携

有珠火山に関する正確な知識を伝え地域防災力を向上させようとする洞爺湖有珠火山マイスターの活動は、エコミュージアム構想の推進にも資するものです。特に火山の恵みエリアにおいては、洞爺湖有珠火山マイスターによるエコミュージアムサテライトの質の高いガイドなど、この構想を推進するエコミュージアム推進協議会と連携して、活動の可能性を広げていくことが大切です。

【エコミュージアム構想とは？】

恵まれた自然や、縄文から続く歴史と文化など、ありのままの地域資源を展示物として活かし、地域全体を「自然博物館」としていこうというもので「火山の恵みエリア」「大地の恵みと文化エリア」「先人の歴史と海の恵みエリア」の3つのエリアからなる。

6. ジオパーク登録活動との連携

洞爺湖有珠火山マイスターの活動は、ジオパークの登録条件の一つとなっている地域活動と重なるものがあります。今後、洞爺湖有珠火山マイスターが、防災教育の分野でジオパークの地域活動を担うなど、ジオパークの登録に向けて活動するエコミュージアム推進協議会と連携して、活動の可能性を広げていくことが大切です。

【ジオパークとは？】

ユネスコがすすめる科学的に貴重な地質遺産のある自然公園のことで、いわば「世界遺産の地質バージョン」。単に貴重な地質遺産があるというだけでなく、地質遺産を「保全」、「教育に利用」「観光に活用」して地域の活性化を目指すことが登録の条件となっている。

7. その他

(1) 教材となる資料の収集や教材の開発

ガイド本の作成、講座テキストの作成、噴火体験のデータ化と保存などが、養成講座等のレベル維持のため有効と考えられます。

(2) 洞爺湖有珠火山マイスター制度のイメージマーク（シンボルマーク）や携帯カードの作成は、火山マイスターの認知度向上に効果があると考えられます。

第6 運営体制を整える

洞爺湖有珠火山マイスター制度は、関係機関で構成する「洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会（仮称）」を当面の運営組織として進めることとし、平成20年度については、同委員会が、養成講座や認定審査など制度の試行を実施します。

この制度を将来にわたって息長く地域に根付かせていくためには、地域に密着した持続的な活動ができる運営体制の整備が必要で、継続的な運営組織としては、地域の限られた人的資源を効率的に活用する観点から、既存の組織を有効活用する形態が考えられます。特に、エコミュージアム構想やジオパーク登録活動でめざしている質の高いガイド育成は、洞爺湖有珠火山マイスターの目的とも重なる部分があることから、これらの構想を推進している「洞爺湖周辺エコミュージアム推進協議会」が運営組織として最もふさわしいと考えられます。また、同協議会は、住民参画型の組織運営への発展をめざして検討を進めていますが、こうした動きは、地域住民の中から防災リーダーを育成しようとする「洞爺湖有珠火山マイスター制度」の考え方とも合致すると考えます。

こうしたことから、平成21年度以降は「洞爺湖周辺エコミュージアム推進協議会」による制度の持続的運営へとつなげていくことが理想的であり、今後、同協議会と連携して、将来の持続的な運営を見据えた制度設計に向けてさらに検討を進める必要があります。

第7 Q&A

1. 洞爺湖有珠火山マイスターと他のガイドとはどのような関係ですか？

洞爺湖有珠火山マイスターの活動や存在が、他のボランティアガイドなどの活動を制限したり排除したりすることはありません。じっくり学びたい者や駆け足で見学したい者など、様々なニーズに合わせて、複数のガイドスタイルが地域に存在することは、むしろ、歓迎すべきことです。

今後は、洞爺湖有珠火山マイスターのPRに併せて他のガイド活動を紹介するなど、その違いをしっかりと説明していくことの方が大切になるでしょう。

2. 養成講座(現地)で受講していない場所での活動に制限はありますか？

養成講座での受講内容が、洞爺湖有珠火山マイスターの活動範囲を制限することはありません。ただし、テキストや養成講座で網羅する内容は、あくまでも、獲得すべき技術・知識の一部に過ぎないことから、活動に際しては、事前調査をして自分なりのガイドシナリオを作成するなど準備に最善を尽くすことはもちろん、日頃から知識や技術を高めようとする向上心を持っていなければなりません。

3. 資格に有効期限はありますか？

資格に有効期限は設けませんが、信用を著しく傷つける行為等により、洞爺湖有珠火山マイスターのとして不適格であると認められるときは、認定審査委員会の意見を聴いて、称号を取り消すことがあります。

4. 洞爺湖有珠火山マイスターになると、観光ガイドの斡旋などをしてくれるのですか？

運営組織が組織的に観光ガイドの斡旋をすることはありません。また、洞爺湖有珠火山マイスター制度は、ガイド活動を担保するものでもありません。運営組織が行うのは、洞爺湖有珠火山マイスターの活動を、旅行エージェントや学校関係者に広く紹介するなどの活動環境づくりまでです。

5. 活動に当たって、講師料やガイド料を徴収してもいいですか？

洞爺湖有珠火山マイスターの制度に講師料等に関する制限は設けていません。したがって、主催者との合意に基づく講師料の徴収や、常識の範囲内での参加料・ガイド料の徴収は、洞爺湖有珠火山マイスターの判断で行うことができますが、洞爺湖有珠火山マイスターとしての常識や節度を踏まえ、制度の信用を損なわないよう行動しなければならないのは、いうまでもありません。

6. 洞爺湖有珠火山マイスターは、噴火時に避難誘導などをするのですか？

噴火時の避難誘導に関することは、原則として行政が担いますので、洞爺湖有珠火山マイスターが避難誘導したりすることはありません。

火山と共生するためには、噴火時には被害者になりうる住民自身が自ら理解し行動できる力量をつけ、平時には温泉など火山の恵みを最大限活用していくことが大切ですが、そのためには、地域に暮らす人が有珠火山の特性を正しく理解していなければならないという考えに基づいて、噴火の記憶や対策を次世代に引き継いでいく担い手としての役割を洞爺湖有珠火山マイスターに期待しているものです。